



祝 志賀町成人式祝賀パーティー

平成 30 年 志賀町成人式

2

2018
(平成 30 年)

Shika Town
No.150



自治体広報紙配信
アプリ「マチイロ」
はこちら



晴れ着姿に身を包み 186人が新たな門出

志賀町の新成人を祝う式典が1月7日（日）、能登ロイヤルホテルで開催され、新成人186人のうち、157人が出席しました。会場では、スーツや紋付袴、振袖など晴れ着姿の新成人が、旧友との再会に喜びの声を上げ、笑顔に満ち溢れていました。



1



2



3



4



5

式典では、小泉町長をはじめ多くの来賓が新成人を祝い激励しました。新成人代表の竹内唯さんが小泉町長から記念品を受け取り、池端久泰さんが「育てていただいた方々への感謝を胸に抱きながら、地域や社会そして次の世代へお返ししていきたい」と謝辞を述べました。続いて、小泉裕紀さんと高島早紀さんが、二十歳の決意を宣誓しました。

祝賀パーティーでは、乾杯してしばらく歓談した後、成人式実行委員が作成した思い出の写真や恩師のビデオレターを上映し、昔を懐かしむ声が響き渡りました。事前アンケートによる「なんでもランキング」では「人生を謳歌しそうな人」「お金持ちになりそうな人」などの集計結果に一喜一憂し会場は盛り上がりました。

また、町内在住の薬剤師（検体測定室）が、『未来への絆プロジェクト』の一環として糖尿病検査を無料で実施し、新成人は生活習慣を見つめ直していました。





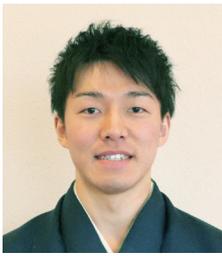
①式会場 ②記念品を受け取る竹内唯さん ③司会を務める中嶋妃里さん[㊦]と伊藤百香さん[㊦] ④謝辞を述べる池端久泰さん
 ⑤二十歳の決意を宣誓する小泉裕紀さん[㊦]と高島早紀さん[㊦] ⑥～⑧・⑪晴れ着姿で記念撮影 ⑨祝賀パーティーで乾杯
 ⑩何でもランキングの一番面白かった人に選ばれた宮川光さん[㊦]と谷崎勇太さん[㊦]が即興漫才を披露 ⑫新成人に糖尿病検査を実施



We Have a Dream

私たちの誓い

二十歳を迎えた新成人の皆さん。人生の節目に、それぞれの胸には、夢や想いがあふれています。



はたちの誓い
立派な
教師になる！

南 智也さん (福野)



はたちの誓い
チャレンジ精神を
持ち続ける!!

小泉 沙耶さん (館岡)



はたちの誓い
信頼される
医療事務員になる

河村 瑞希さん (富来地頭町)



はたちの誓い
仕事を早く覚えて
常に「挑戦」する!!

高 弘行さん (中浜)



はたちの誓い
周りに幸せを与え
られる大人になる

今川 梨湖さん (倉垣)



はたちの誓い
日々精進
昨日の自分を越える

池端 久泰さん (給分)



はたちの誓い
公認会計士に
なる!!

的場 有沙さん (高浜町)



はたちの誓い
頼れる
鍼灸師になる

源代 結花さん (富来領家町)



はたちの誓い
人の心に寄り添える
看護師になる

中嶋 妃里さん (高浜町)



はたちの誓い
人生を楽しむ!!

伊藤 百香さん (高浜町)



はたちの誓い
お世話になった人に
恩返しし社会の役に立つ

向井 菜緒さん (高浜町)



はたちの誓い
自分の意思を主張
できる大人になる

高島 早紀さん (草木)



はたちの誓い
保健師として
地域の力になる

竹内 唯さん (中畠)



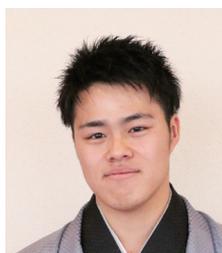
はたちの誓い
感謝

坂本 一馬さん (相神)



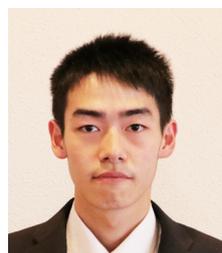
はたちの誓い
安定

山口 正人さん (中畠)



はたちの誓い
全力で時をかける

小泉 裕紀さん (町)



はたちの誓い
仕事を覚え
一人前になる

中山 旺久利さん (鹿頭)



はたちの誓い
立派な
社会人になる!!

浜井 京香さん (富来地頭町)



はたちの誓い
自分を押し出す!

中野 隼平さん (高浜町)



はたちの誓い
感謝の心と
謙虚さを

堀井 智之さん (高浜町)



はたちの誓い
心も大人に!

和泉 汰希さん (高浜町)



はたちの誓い
御世話になった人たちに
少しずつ恩返ししていく

屋敷 勇輝さん (富来高田)

平成
30年

消防出初式

1月6日(土)、志賀町消防出初式が志賀町防災公園であり、町消防団16分団員250人と志賀消防署員が集結し、防火防災の決意を新たにしました。観閲式と功労団員への表彰式の後、米町川(神代地内)で消防車両19台による一斉放水を行いました。

◆志賀町長表彰◆

退団者感謝状(15年以上)

- 本正 博(元志加浦分団長)
- 谷崎 弥吉(元堀松分団長)
- 池端 久幸(元東増穂分団長)
- 素都 拓午(元福浦分団長)
- 谷口 衛(元土田分団部長)
- 田中 義徳(元下甘田分団長)
- 上村 剛(元熊野分団長)
- 新明幸一郎(元加茂分団長)
- 木谷 茂之(元福浦分団長)

◆石川県知事定例消防表彰◆

消防職員 永年勤続功労章

- 北山 悟(羽咋郡市広域圏事務組合・司令補)
- 國井 寛(羽咋郡市広域圏事務組合・司令補)

消防団員 永年勤続功労章(15年以上)

- 岡島 和彦(加茂・班長)
- 白山 秀和(加茂・団員)
- 松本 大樹(上熊野・班長)
- 室津 司(西増穂・部長)
- 飲 成志(西増穂・部長)
- 永谷 悟史(志加浦・団員)
- 村田 勇矢(高浜・団員)
- 仲谷 和真(加茂・団員)
- 寺田 元治(堀松・団員)
- 松本 悠(西海・団員)

◆志賀町消防団長表彰◆

優良団員(5年以上)

- 表谷 歩(志加浦・団員)
- 久保進太朗(加茂・団員)
- 谷内山 誠(熊野・団員)
- 三池裕二郎(西増穂・団員)
- 奥下 和希(西増穂・団員)
- 中西 能(上熊野・団員)
- 直宮助太夫(福浦・班長)
- 榎田 誠文(高浜・団員)
- 三橋 球道(熊野・団員)
- 佃 宏巳(東増穂・団員)
- 大崎 悠佑(西海・団員)



第10回 坪野哲久文学奨励賞 が決定しました

応募には町内の小・中・高校生より総数1411点の作品が寄せられました。選考にあたっては、志賀歌会・志賀町俳句協会・教職員の協力を得て、金・銀・銅賞には次の21点が選ばれ表彰されました。また佳作に29点が入選しました。多数のご応募、ありがとうございました。

【短歌】金賞

- 小門前颯汰(志賀小五年)
- 浦田 歩美(富来中三年)
- 中谷 彩花(志賀高一年)
- 今井 愛海(志賀小六年)
- 吉村 幸恵(富来中三年)

銅賞

- 池端 汐歩(志賀小五年)
- 落合 美優(富来中三年)
- 福島 美穂(志賀高一年)
- 中世 梨乃(志賀小四年)
- 泉元 耀(志賀中三年)
- 小林 優希(志賀高二年)

【俳句】金賞

- 川上 蒼太(志賀小三年)
- 黒田 歩(志賀中三年)
- 谷内 姫香(志賀高二年)
- 山寺 佑依(富来小五年)
- 辻口 朱璃(志賀中三年)
- 山守 美香(志賀高一年)
- 山澤 有結(志賀小二年)
- 瀧川 海至(志賀小二年)
- 孫田 悠希(志賀小二年)

銅賞

- 山寺 佑依(富来小五年)
- 辻口 朱璃(志賀中三年)
- 山守 美香(志賀高一年)
- 山澤 有結(志賀小二年)
- 瀧川 海至(志賀小二年)
- 孫田 悠希(志賀小二年)

【詩】

- 金賞 山澤 有結(志賀小二年)
- 銀賞 瀧川 海至(志賀小二年)
- 銅賞 孫田 悠希(志賀小二年)

石川県知事選挙

投票日 3月11日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

※ 第17投票所(稗造研修センター)は、午後7時まで

○投票所入場券が変わります

入場券の裏面に期日前投票のための宣誓書を印刷しています。

これまで、宣誓書を期日前投票所で記入していただいていたのですが、これからは、自宅などで事前に記入しお持ちいただくことで、投票がスムーズにできます。

お間違のないよう、記入前に1人分ずつ切り離し、表面の氏名などを必ずご確認ください。

投票日当日に投票される人は、宣誓書に記入する必要はありません。

入場券は、圧着はがきで世帯ごとに4人分までをまとめて世帯主宛てに郵送します。(有権者が5人以上の世帯には、2通以上に分かれて届きます)

届かない場合や、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

○投票できる人

◆次のいずれにもあてはまる人

- ① 平成12年3月12日までに生まれた人
 - ② 平成29年12月1日までに志賀町に転入届をし、投票日まで引き続き志賀町に住民登録をしている人
- ※ ただし、平成29年11月22日から平成29年12月1日の間に志賀町に転入届を提出した人は、平成30年3月1日から期日前投票または不在者投票ができます。

◆志賀町から転出した人

志賀町の選挙人名簿に登録されている人で、平成29年12月2日以降に石川県内の他の市町に転出し、投票日まで引き続き住民登録をしている人は、最寄りの市町長が交付する証明書を提示して、志賀町で投票することができます。(証明書がなくても、少し時間がかかりますが、投票できます。)

なお、投票する前に石川県外へ転出した人は、今回の石川県知事選挙は投票できません。

詳しくは、志賀町選挙管理委員会にお尋ねください。

入場券の裏面が期日前投票宣誓書になりました



石川県の明るい選挙推進キャラクター ひやくまんごっくん

入場券が届いたら、圧着はがきを開いて、切り取り線に従い1人分ずつ切り離し、投票所にお持ちください。

表 投票所入場券・到着番号札兼投票用紙交付簿

選挙名	石川県知事選挙				
投票区	2	ページ	23	番号	23001
氏名	ひやくまんごっくん		性別	男	
投票日時	平成30年3月11日 午前7:00～午後8:00				
投票所	志賀町保健福祉センター玄関ホール				
交付欄					

裏 期日前投票宣誓書 平成30年2月23日(1)

私は、選挙の当日、次の事由に該当する見込みであり、以下の記載が真実であることを誓います。

ふりがな	ひやくまんごっくん	生年月日	明・大・昭(平)
氏名	ひやくまんごっくん		12年1月23日
住所	志賀町 末吉古1番地1		

事由(該当する番号を1つ〇で囲んでください。)

- ① 仕事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭
- ② (投票区域外に) 外出・旅行・滞在
- ③ 疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行が困難
- ④ 交通至難の島等に居住・滞在
- ⑤ 住所移転のため本町以外に居住
- ⑥ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

※期日前投票の際は、あらかじめご記入下さい。

期日前投票をする際は、裏面の宣誓書に次のとおり記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。

- (1) 投票に来られる日
- (2) 氏名、ふりがな、生年月日、住所
- (3) 投票日に投票できない理由を1つ〇で囲む

投票日に投票所へ行けない人は、期日前投票または不在者投票ができます。

期日前投票	投票日に仕事や旅行などで投票所へ行けない人は、期日前投票ができます。 ○期 間 2月23日(金)から3月10日(土)まで ○時 間 午前8時30分から午後8時 ○場 所 志賀町役場町民ホールまたは富来活性センター中会議室 ○持ち物 投票所入場券 ※ 投票所入場券をお持ちでない場合は、運転免許証などの本人確認ができるものを提示していただきます。
不在者投票	病院など(病院・保健施設・老人ホームなど)に入院・入所している人や他の市区町村に滞在している人は、不在者投票をすることができます。 詳しくは、志賀町選挙管理委員会までお問い合わせください。



地域公共交通だより



企画財政課
ふるさと創生室
☎32-9301

路線バスの利用状況について

①路線別利用者数

志賀町内の路線バス1日あたりの利用者数は、富来線が139人と最も多く、次いで、高浜線74人、志加浦線58人、最も乗車数が少ない路線は、外浦線の16人となっています。

②利用の多いバス停

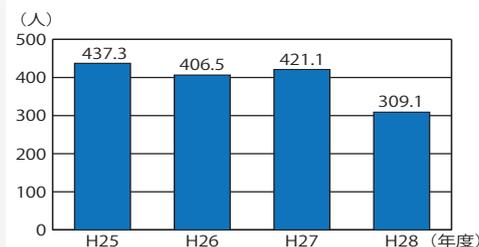
乗車バス停は、高浜バス停と富来バス停が多く、いずれの路線も平日の利用が多くなっています。

③利用者の推移

平成25年度から平成28年度にかけて、志賀町内での利用者数は全路線で減少傾向にあり、特に高浜線、加茂循環線、外浦線での減少が大きくなっています。

※路線バスの利用状況は、北鉄能登バス株式会社が実施している利用者数調査（平成25～平成28年）をもとに各路線の利用状況を整理したものです。

路線名	1日平均利用者数 (平成25年～平成28年)
高浜線（高浜～七尾）	74.4人
富来線（富来～羽咋）	139.0人
富来急行（富来～金沢）	48.6人
後山線（高浜～能登部）	20.3人
加茂循環線	36.9人
志加浦線（高浜～福浦）	58.1人
外浦線（富来～門前）	16.3人



1日平均利用者数の推移

相法 談律

財産分与について

Q…夫の長年の暴力に耐え難く夫と離婚しようと考えています。ただ、私は、結婚以来専業主婦なので、離婚した場合の生活が不安です。夫は、「俺が働いて稼いだお金や家なのでお前には一銭もやらない」と言っていますか・・・。

A…財産分与とは、夫婦が婚姻期間中に協力して築いた財産を、離婚に際して分配することをいいます。法律も、離婚に際し、相手方に対して財産の分与を請求することができますと規定しています(民法768条1項)。

設問の場合でも、夫が外で仕事をしている間、妻は家で家事をしています。妻の家事がなければ、夫は、外で安心して働くことができなわけですから、婚姻期間中に築いた財産は夫婦が共同して築いた財産といえます。よって、夫婦共有の財産の財産分与の割合は、原則として2分の1ずつになります。

住んでいる家ですが、①妻が家を取得する代わりに夫に金銭の支払いをする方法②夫が家を取得する代わりに夫から金銭の支払いを受ける方法③家を売却して売却代金を分割する方法などが考えられます。

ローンがある場合は、自宅の評価額から住宅ローンの残額を引いて家の価値を決定しま

・弁護士 國田 武二郎 (堀松出身)

東京地検、名古屋地検、横浜地検、仙台高等検察庁検事等を歴任。

現在、あすなろ法律事務所を開設し、愛知県弁護士会の弁護士として活動。



す。例えば、自宅の評価額が2000万円、住宅ローンの残額が800万円の場合、自宅の価値は1200万円となります。夫がこの家を取得する場合、妻は夫から1200万円の半額である600万円の代償金を受け取ることができます。

預貯金も、婚姻期間中に夫婦が協力して形成した財産ですから、財産分与の対象となります。したがって、夫名義の預貯金であっても、その半分は請求できます。ただし、夫が結婚前に貯めていた預金は、財産分与の対象になりません。また、婚姻期間中に夫婦どちらかが親の財産を相続した場合も、それは相続財産であって、財産分与の対象になりません。一方から、「これは、結婚前に貯めた金だ」とあるいは、「親から相続した金だ」ということがあるので注意してください。

夫の退職金も、賃金の後払い的な性質があるので、財産分与の対象となります。離婚時にまだ退職金が支払われていない場合でも、退職金が支払われる蓋然性を考慮して、離婚の際に夫に対して退職金の分与を求めることができます。年金についても、年金分割制度という制度があります。妻が専業主婦だった場合でも、夫が厚生年金あるいは共済年金に加入していた場合、婚姻期間の長さに応じて、原則2分の1の年金の支払を受ける権利があります。